核廃絶と人間の安全保障

一「原水爆禁止宣言 | 60年にあたって一

中山雅司

- 1. はじめに
- 2. 講義の概要と趣旨
- 3. 核兵器をめぐる最近の動きと核問題の本質
 - (1) 核兵器をめぐる最近の動き
 - (2) 近・現代史における進歩と核問題の本質
- 4. 創立者の平和行動の原点としての「原水爆禁止宣言 |
- 5. 核開発と拡散の歴史
 - (1)核の現状と抑止論
 - (2) 核拡散の連鎖
- 6. 拡散防止と軍縮に向けた取り組み
 - (1) 核をめぐる国際法の重要性
 - (2) 核の保有と NPT (核不拡散条約)
 - (3) 核実験の禁止、非核兵器地帯、二国間軍縮交渉
 - (4) 核兵器使用の合法性をめぐる ICJ 勧告的意見
 - (5) 核をめぐる冷戦後の状況と廃絶への潮流
- 7. 核兵器の非人道性とヒロシマ・ナガサキの教訓
 - (1) 原爆被害の実相
 - (2) ヒロシマ・ナガサキの教訓
- 8. 原水爆禁止宣言の意義
 - (1) 当時の時代状況
 - (2) 原水爆禁止宣言の意義 「必要悪」から「絶対悪」へ-
- 9. 核兵器禁止条約の意義と各国の立場
 - (1)核兵器禁止条約の意義
 - (2)条約をめぐる各国の立場
- 10. 国家の安全保障と人間の安全保障

Masashi Nakayama (創価大学法学部教授)

- (1) 安全保障とは何か
- (2) 人権の主流化と人間の安全保障
- (3) 対立は乗り越えられるのか
- 11. おわりに-「核のない世界」を目指して-

1. はじめに

皆様おはようございます。本日はようこそおいでくださいました。今年は気候不順の夏で、皆様も色々体調管理が大変だったかと思いますが、全国からこういう形で本日の夏季大学講座にお越しいただきましたことに心より御礼申し上げます。大変にありがとうございます。

本日の講義を担当させていただきます、創価大学法学部の中山雅司と申します。最初に自己紹介を含めて大学や学生の様子を少しご紹介させていただきます。私は本学の卒業生でもありますが、教員になってもう31年になります。専門は国際法、国連研究、平和研究となります。とくに、国際社会における法の支配、つまり法の観点から世界の平和をどう実現していくのかについて関心をもち研究をしています。本年3月に創刊された『創価法学』という法学部の紀要に「核廃絶をめぐる国家と人間の安全保障の交錯 – 人道的アプローチの法的基盤としての国際法の役割 – 」 1 という論文を書きましたので、もしよろしければこの話の発展編としてお読みいただければと思います。また、教育面ではゼミに力を入れています。ゼミをもってもう20年以上になりますが、卒業生ももう400名以上になりました。外交官をはじめ、国連職員やNGO職員、公務員、国内外の大学院進学、もちろん一般企業、本部職員など様々な分野で卒業生が活躍しています。グローバルな進路をはじめこれまで多くの卒業生を輩出することができたことは、私の最大の喜びでもあります。

また、2014年に法学部の4つ目のコースとして「国際平和・外交コース」を立ち上げました。そのコース長も務めておりますが、「国際平和・外交コース」として「人間の安全保障フィールドワーク」という授業があります。これは教室だけではなくて、自ら現場に行ってみようということで、都内にある外務省や国連機関、またNGO、企業等々に学生がグループで出向いてインタビューする体験型の授業を行っています。非常に学生が生き生きと取り組んでいます。実は、明日もJICAに学生と一緒に訪問する予定になっています。また、今月8月2日には、午前中、第五福竜丸展示館に行きました。これは核問題と大変関係があります。1954年に第五福竜丸という日本のマグロ漁船が南太平洋で漁をしていたところ、そこでいきなりアメリカが水爆実験をして被ばくをしました。船長の久保山愛吉さんという方が亡くなられるなど、日本の原水爆禁止運動の原点にもなっています。その展示館に実際に第五福竜丸がそのまま残っているのですね。学生はフィールドワークを通して、核のない世界への決意を新たにしたことと思います。午後に

¹ 中山雅司「核廃絶をめぐる国家と人間の安全保障の交錯 – 人道的アプローチの法的基盤としての国際法の役割 – 」『創価法学』第46巻第2・3合併号。

は渋谷にある国連大学ビルを訪問しました。ここにはいろいろな国連機関が入っているのですが、UNDP(国連開発計画)の近藤駐日代表が今回お話をしてくださいました。実は、この日の午前中に創価大学と UNDP の間で包括連携協定が結ばれました。その調印式を終えてとんぼ返りで渋谷に戻って来られて、私たちに話をしてくださいました。

同じく8月2日には聖教新聞で「世界に挑む創価大学」と題して、私が顧問をしている創価大学の国連研究会を取り上げていただきました。国連研究会は1994年から毎年2月にニューヨーク・ボストン研修を行っており、20年以上にわたり、学生たちが国連本部やハーバード大学を訪問しています。また、2002年以来、国連事務次長であったチョウドリさんと長い交流をさせていただいていますが、記事はその様子やOBの活躍を紹介していただいたものになります。学生はこういう形で世界に触れ、一流の方との交流を通し、見違えるように成長しています。最初にこのようなお話をさせていただいたのは、単に学生の近況の紹介ということではなく、世界をよりよいものに変えていくためには、グローバルな視野と高い志をもった人材が何よりも大切であると考えるからです。創価大学は、まさにそのような地球市民を育成し輩出するために創立された大学であることは言うまでもありません。これは今日のお話の結論でもあります。

2. 講義の概要と趣旨

さて、本日のお話のタイトルは、「核廃絶と人間の安全保障 - 原水爆禁止宣言 60 年にあたって - 」になります。午前、午後と合計 3 時間ありますので、ゆったりとお聴きいただければと思います。暑いですので熱中症にならないように、お手元のお茶とかお水、遠慮なく飲んでいただければと思います。堅いテーマにもかかわらず、これほど多くの方に関心を持っていただけるということは、大変嬉しいことだなと思っております。しかし、この核問題って一般には非常に遠い話のようにも見えるかと思います。一般市民からはかけ離れ、どこか遠くでアメリカとかソ連がやっているような話のようにも感じられるかもしれません。でも実は、一番私たちに身近な問題でもあります。言うまでもなく、もし核戦争が起きたら、誰も生き延びられません。ということはもう全員の問題であります。ここを本当に深く認識することが、核のない世界につなげていく一番大事なことであるというのが、本日のポイントと思っております。

今年は奇しくも、戸田城聖先生が発表された「原水爆禁止宣言」から60年という非常に節目の年にあたります。実は驚いたのですが、60年前にその場に参加されたという方が先ほど私のところに寄って来られました。おられますか(その方が手を挙げる)。ということは、お聞きはしませんが年齢は60代以上ということになります。私も生まれておりませんでした。ところがその方、実はその戸田先生の原水爆禁止宣言を直接聞かれたというのです。感動しました。そして、私はもう何も話すことはないと思いました。当事者といいますか、現場にいた方で、ご主人と一緒に参加されたということで、そのご主人が戸田先生の肉声の録音をまかされたというのです。ご主人が録音されていなかったら、音声は残っていなかったというお話を伺ってびっくりしました。大変にすばらしいお仕事をされたんだなと思いました。息子さんは実は創価大の卒業生

で外交官として活躍されています。私もよく知っています。歴史の現場にいた方とともに、こういう形でお話できるというのは本当にうれしいなというふうに思っております。

本年はまた、皆様もよくご存知の通り、7月7日、七夕の日に核兵器禁止条約という条約が できました。本当に偶然というか、必然というか、非常に不思議でならないのですが、いよい よ核廃絶に向けて大きな変化が起きようとしていると言ってもいいと思います。その会議にSGI の代表の1人として参加されたSGI 平和・人権部長の河合さんに先日お話を伺ったのですが、 市民社会が非常に大きくこの条約の採択に関わったということを強調されていました。ところが、 一方で北朝鮮からミサイルが3発発射されたとか、失敗したとかで、本当に物騒な世の中になっ ています。まさにあの北朝鮮の挑発、そして、それに対抗するかのようにトランプ大統領が応酬 するなど、決して冗談では済ませられない、今年は本当に一触即発の危機的な状況にもあります。 本日はそういう点で、核兵器のない世界をどう作っていけばよいのかということについて、「人 間」あるいは「人間の安全保障」という観点から考えてみたいと思います。お話はお手元の講義 資料の87ページに私のレジメがありますので、一応それに沿ってお話をさせていただきます。 スライドを作りましたので、これをご覧頂きながら聞いていただければと思います。午前中は、 おもに冷戦後の状況までお話をします。午後は、原水爆禁止宣言や核兵器禁止条約の内容・意義、 またどのようにしたら核廃絶ができるかというお話をさせていただきたいと思います。午前中は どちらかというと、核問題に関する基礎知識をしっかりまずインプットすることに重きをおく形 になるかと思いますので、ご了解いただければと思います。また、配布プリントをお手元に3枚 お配りいたしましたので、あわせてご覧ください。1枚は7月7日の核兵器禁止条約の記事です。 読売新聞の記事です。もうひとつは戸田先生の原水爆禁止宣言の全文です。部分的には聞かれて いると思うのですが、なかなか全文をご覧になられた方は少ないと思います。実はこんな短いの です。でもこの中にすべてが込められています。ものすごい内容の濃い宣言だと思います。後で しっかりその内容についてみていきたいと思います。もう一つは手前みそで恐縮ですが、今から 10年前に創価大学で原水爆禁止宣言50周年ということでシンポジウムをやりまして、私もその 一人として登壇をしたときの記事を参考にお配りさせていただきました。10年たっても核兵器 をめぐる状況、また私の考え方も全く変わっておりませんので、参考にしていただけたらと思い

3. 核兵器をめぐる最近の動きと核問題の本質

(1)核兵器をめぐる最近の動き

ます。

まず、はじめに核兵器をめぐる最近の動きについてお話をさせていただきます。この写真は広島の原爆ドームと資料館です。昨年、オバマ大統領が訪問して一躍注目を集めました。これは画期的なことであったと思います。あのままいっていればなと思ったのですが、トランプ大統領になって大丈夫かなという状況です。しかし、オバマさんが訪問したことにより、去年、今年の来館者数が過去最高となり、とくに外国人、アメリカ人の来館者が増加したとニュースで報道され

ていました。ところが、世界では核の脅威が本当に高まっています。北朝鮮がミサイル開発を加速させており、まるで花火のようにミサイルを打ち上げています。それに対して、アメリカの挑発で緊張感が高まっている状況であります。ミサイルは日本の上空も通過しますから、まるで戦時のような状況ともいえます。しかも、北朝鮮は核弾頭の小型化に成功しており、あとは ICBM に乗せればアメリカ本土まで届くのは時間の問題といわれています。いよいよ核問題が深刻化しているといってもよいかと思います。

興味深いお話を少しします。終末時計というものがあります。これは、アメリカの科学雑誌 『Bulletin of the Atomic Scientists』が1947年に設置をし、人類の滅亡を午前0時だとした場合に今の状況が何時何分かを示す時計です。1953年が最も危機的状況であり、2分前の11時58分でした。理由は、アメリカに次いでソ連が核実験を行い、世界に核が拡散し始めた状況であったからです。第五福竜丸事件の前年にあたります。一方で一番安全であった年は17分前で、1991年です。これは冷戦の終結が非常に大きく関係しています。これまで22回変更されておりますが、ここでクイズを出したいと思います。今年の1月1日の時点であと何分でしょうか。正解はあと2分30秒です。これは1月の時点での時刻ですので北朝鮮の動きを考慮するともう少し0時に近づいているかもしれません。実は、このような深刻な状況であり、決して核兵器禁止条約ができたからといって手放しで喜べないことを理解していただきたいと思います。理由としては、オバマ政権と反対にトランプ政権が核戦力を増強させようという方針であることが大きいと思われます。また、終末時計は核問題だけではなく、深刻になっている地球環境問題などの様々な諸問題も含めての危機的状況を示しています。トランプ大統領は、気候変動問題に対しても後ろ向きです。

さて、今年は広島・長崎への原爆投下から72年になります。この原爆投下がどのような意味を持つのかについて考えていきたいと思います。これはいわゆる「核時代」の始まりを示しています。具体的に申しますと、原爆投下以前の世界と以後の世界では全く歴史的に異なる意味をもつということであります。つまり、私たちは「核時代」に生きているということになります。では、なぜ核問題が重要なのか。それは単なる軍縮や兵器の話ではないということが一番のポイントです。つまり、核兵器は使用されると人間という "種"が絶滅してしまうからです。ジョナサン・シェルという人が「死の死」と言っていますが、原爆が使用されると次の生がないので、死もなくなってしまうという絶望的な状況を表現したものです。これは決して絵空事ではないことを我々は実感しなければならないのです。本日の講義では、創立者とロートブラット博士との対談集2を適宜引用させていただきます。この『地球平和への探究』では創立者池田大作先生(以下、創立者)がとくに核問題について言及されている対談集ですので、ぜひお読みください。ロートブラット博士はポーランド人の科学者で、マンハッタン計画、いわゆるアメリカの核開発計画に関わった方です。核開発の目的がナチス・ドイツに対抗するためであると言われ、博士は正義感

² 池田大作/ジョセフ・ロートブラット『地球平和への探究』(潮出版社、2006年)。

で計画に参加するのですが、結局、核開発はソ連に対抗するためのものでありました。そのことを知り、博士はマンハッタン計画から離脱します。その後、博士はアメリカから裏切り者扱いされ、すべてにおいて監視されます。そのような逆境の中で自分の生涯を核廃絶に尽くしたいとの信念の中でパグウォッシュ会議を立ち上げ、その会長を務められました。1995年にはノーベル平和賞も受賞された方です。このロートブラット博士と創立者の対談の中で、「人類の歴史を二つに分けるならば、「核以前」と「核以後」になると言ってもいい。核兵器の登場で、人類の「種の滅亡」が初めて現実の問題となったからです。」と創立者はおっしゃっています。

(2) 近・現代史における進歩と核問題の本質

さて、なぜ人類は核を持つに至ったのかをあらためて考えていきたいと思います。やはり科学技術の進歩が大きいと思われます。進歩自体は問題ではないのですが、それを誤ってしまった、あるいは科学技術万能、あるいは物質や経済がすべてであるとする物質至上主義、このような考え方が近代を支配するようになっていったのです。その結果、兵器の強大化と国家による独占体制というものを生み出し、戦争が残虐化・大規模化していきました。その究極が核兵器といってもいいと思います。人類が進歩した結果、人類を破滅させる産物を生み出したという皮肉な結果になってしまったのです。このことをまず理解していただきたいと思います。科学技術は諸刃の剣です。使い方によって善にも悪にもなってしまうのです。つまり、人間次第なのです。だからこそ人間が大事であるということが今日の講義のポイントにもなります。人間自身が核兵器という悪魔の産物を生み出してしまったのです。創立者は、ハービー・コックス氏との対談のなかで、「現代の科学万能主義、物質至上主義がもたらしたものは人間精神の空洞化であり、殺伐とした争いの世界でした」3と述べられ、名言100選では、「倫理なき科学の暴走の象徴が、核兵器の脅威である。科学や学問には、その前提として健全なる倫理と思想がなくてはならない」4と述べられていますが、まさに近代の科学万能主義、物質至上主義の弊害を述べたものです。

ここで平和問題の観点から核問題の性格について少し述べたいと思います。一般に平和問題は、おもに四つに分けることができるかと思います。一つ目に紛争やテロ、戦争などの狭い意味での平和問題、二つ目に貧困や開発の問題、三つ目に難民や女性・子供などの人権問題、最後に環境問題です。そして、ノルウェーの平和学者であるヨハン・ガルトゥング博士は、戦争や紛争がない状態のことを消極的平和と呼びました。しかし、博士は、戦争がないことだけでは平和とはいえないと考えました。世界には貧困や人権抑圧など様々な問題があります。これらを生み出している原因を構造的暴力と定義したのです。構造的暴力とは、本人自身に起因する暴力ではなく、社会の構造が生み出す暴力のことです。この構造的暴力は、誰か特定の人物や要因が原因というわけではなく、加害者と被害者がはっきりしないということが言えます。このような構造的暴力がない状態や世界を積極的平和といいます。

³ ハービー・コックス/池田大作『二十一世紀の平和と宗教を語る』(潮出版社、2008年) 10頁。

^{4 『}池田大作名言 100 選』(中央公論新社、2010年)。

では、核問題がどこに分類されるかというと、皆さん狭義の平和問題に分類されると考えら れるかもしれません。それは間違ってはいません。しかし、それだけでないという点が大事です。 まず、核問題は人権の問題であるという視点が非常に大切です。遠くの国家が勝手にやっている というだけではなく、これは私たちの人権問題です。なぜなら、核兵器は非常に残虐なものであ るからです。また、非人道的で無差別な兵器です。これまで戦争法上、戦争は軍人同士の間で戦 われるものと考えられてきており、非軍事目標や民間人を攻撃対象にしてはならないというルー ルがあります。ところが、原爆にみられるようにそれが使用されれば軍人か民間人かを問わずす べてが灰と化してしまうのです。核兵器にはこのような無差別性があります。また、放射能障害 など「不必要な苦痛 | を人体に与え続けます。そして、核兵器を保持しているだけで威嚇となり、 恐怖を与えている状態があります。このようなことから 1960 年代以降、核軍拡競争が進む中で、 核兵器や戦争のない世界に生きること自体が人権であると考えられるようになりました。すなわ ち、平和を人権としてとらえるようになりました。これを平和的生存権といいます。平和と人権 は、はじめは別の問題とされていました。しかし、第2次世界大戦の教訓として、人権が平和の 基礎であると認識されるようになりました。ナチス・ドイツがユダヤ人を大量殺戮し人権侵害し た結果、侵略戦争に走っていったからです。つまり、人権が保障されなければ平和も実現しない ということです。そして、戦後、世界人権宣言をはじめとして人権の国際的保障ということが進 んでいきます。一方、核軍拡競争が進むなかで、今度は平和自体が人権であるということになっ ていきます。実は、日本国憲法には、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和の うちに生存する権利を有する」と書かれています。この平和的生存権は、今日お話する人間の安 全保障とも密接に関係しています。

それから、核問題は貧困問題でもあるという点が大事です。核兵器開発は莫大なお金がかかります。その結果、社会保障費や教育費などに十分回らないという問題が生じます。そして、核兵器を保有する北の問題だけにとどまらず、その結果として、南の貧困問題の解決に十分な資金が行き渡らないという点で、核開発は貧困を加速しているようなものなのです。それから、環境問題でもあります。説明は不要かと思いますが、核兵器が使用されれば、生態系が破壊され、異常気象が起こります。「核の冬」ということをご存知ですか。「核の冬」というのは、核兵器が使用された際に核兵器の粉塵が舞い、地球上を覆うために急激に気温が低下することです。そして、飢饉となり人類が死滅するのです。以上のように、核問題は狭い意味での平和問題ではなく、すべての平和問題の根底にあるのです。ですから、核兵器問題を解決しなければならないのであります。創立者の言葉に、「戦争で苦しむのは、庶民であり、民衆であり、最も弱い人々である」とあります。絶対に戦争は反対であるという思想であり、弱者の視点です。この一人ひとりがどのように幸せに生きられる世界を築いていけるかが創立者の平和思想の核心ではないかと思います。

4. 創立者の平和行動の原点としての「原水爆禁止宣言」

では、なぜ創立者が平和運動に生涯を捧げてこられたのか。ウンガー対談のなかで明確につ

づられています⁵。三点あります。一つはご自身の戦争体験です。皆さんよくご存じであると思い ますが、長兄がビルマで戦死し、それを聞いたお母さまが肩を震わせて泣いていた姿を見て二度 とこんな悲劇を繰り返してはいけないと若き池田先生は決意されました。二つめは、この地上か ら悲惨の二字をなくしたいとの師の精神の継承ということであります。三つめは、仏法者として の社会的使命であると述べられています。また、創立者が執筆された小説『人間革命』は「戦争」 で始まっています。そして、『新・人間革命』は「平和」で始まっております。つまり、創立者 のご生涯はまさに戦争と平和、平和な世界をどう築くかという一点にある、また、創価大学を創 立されたのもその一点にあると思います。その原点がまさに原水爆禁止宣言と言ってもよいと思 います。午後に詳しくお話はいたしますけれども、宣言について簡単に確認したいと思います。 原水爆禁止宣言は、昭和32年(1957年)9月8日、戸田先生が亡くなられるわずか半年前に横 浜の三ツ沢競技場で青年を前に大宣言をされたものです。これがまさに創価の平和運動の原点に なっております。そして、創立者が創価大学をつくる際に「人類の平和を守る要塞たれ」との建 学の指針を示してくださいましたが、その原点にもなっているとおっしゃっています。9月8日 について少し触れたいと思います。原水爆禁止宣言から11年後の1968年9月8日には日中国交 正常化提言を発表され、さらにその6年後1974年、9月8日には初めてのソ連訪問の旅に出ら れます。ここで第一号の名誉博士号をモスクワ大学からいただかれます。そこから多くの名誉学 術称号の歩みが始まるわけです。これは偶然ではなく、選ばれたのです。戸田先生への誓いを胸 に秘められ、中国、そしてソ連という大事な国との交流の扉を開く、その意義をとどめるにふさ わしい日はいつか、それは9月8日だということで選ばれたのです。まさに師弟の誓いが9月8 日に込められていると言ってもいいと思います。

ここで原水爆禁止宣言についての動画をご覧いただければと思います。

創価学会公式サイト内 特集動画「平和運動の原点 原水爆禁止宣言」⁶のナレーション:「1957年9月8日、戸田第二代会長は原水爆禁止宣言を発表した。核兵器を絶対悪と断じたこの宣言は世界に広がる創価学会の平和運動の原点となった。当時世界では東西冷戦の激化にともなう熾烈な核軍拡競争が行われていた。核戦争による世界の破滅が現実的な脅威として認識され始めていた。戸田はこうした世界の動向をみつめつつ、宣言の構想を練っていたのである。それは生命の尊厳を守る仏法者としての決意であった。戸田は折あるごとに思索を重ねた。人類の自殺行為ともいうべき核軍拡競争、その愚行を正当化しているものは何か。それは核兵器が戦争の抑止力となり、平和が保たれるという核抑止論である。では、その核抑止論をもたらしているものは何か。それは核戦争になれば互いに共倒れになるから、戦争はできないという考え方に始まっている。しかし、これは人間の恐怖の上に成り立っており、際限のない核軍拡競争という悪魔の迷路に導くものであり、その思考自体が人間精神の悪魔的産物ではないか。戸田は政治の次元でもなく技

⁵ 池田大作/フェリックス・ウンガー『人間主義の旗を』(東洋哲学研究所、2007 年)14 頁。

⁶ https://www.sokanet.jp/recommend/gensuikin2013.html

術的次元でもなく、人間生命の根底の次元から核兵器の奥に隠された生命の魔性という見えざる敵を暴いたのである。核兵器は人類の生存の権利そのものを脅かす兵器である。であるならば核兵器を絶対悪と断ずる以外にない。この思いを戸田は宣言として発表。その思想を世界に広げることを将来を担う青年への第一の遺訓としたのである。パグウォッシュ会議の前会長スワミナサン博士はこう評価している。生存権が根本的な権利であって誰人も否定するようなことはできないということを最も強い表現で言い切った。戸田の遺訓を受け継いだ青年たちは、池田第三代会長を中心に世界へと運動を展開していった。私共は師の原水爆禁止宣言を時代精神へと高めるべく、半世紀にわたり行動を続けてきました。民衆次元から核廃絶をめざす運動にさらに全力で当たっていく決意です。」

こういうなか、核廃絶への潮流が急速に近年高まってきて、核兵器禁止条約ができました。 昨年の12月に国連総会で今年交渉会議を行うことが採択され、そして、今年の3月、7月と2 回、ニューヨークの国連本部で会議が開かれて、ついに7月7日に核兵器禁止条約が採択されま した。これについては午後に詳しく説明をしていきます。この会議に日本は参加しなかったので すが、スライドの写真に写っている日本代表団の机上の折り鶴には "Wish you were here"、つ まり、あなたがここにいてくれたらよかったのにという言葉が書かれています。日本が今後この 問題にどのように関わっていくかは、私たちの課題だと思います。

5. 核開発と拡散の歴史

(1)核の現状と抑止論

さて、ここからは核開発と拡散の歴史について、現実の国際関係を交えながら紹介していきます。ここでちょっとクイズを出したいと思います。大量破壊兵器は、イコール核兵器でしょうか。実はイコールではありません。大量破壊兵器には3つあります。ABC 兵器とも言っておりますが、Aが Atomic weapon (核兵器)、Bが Biological weapon (生物兵器)、Cが Chemical weapon (化学兵器)です。これを全部含めて大量破壊兵器といいます。一般には核兵器を大量破壊兵器といっても間違いではないのですが、大事な点は化学兵器も生物兵器も既に禁止条約ができていますが、唯一核兵器のみ禁止条約がなかったという点です。それができたということはすごいことだと思います。また、世界に核兵器はいくつぐらいあるでしょうか。約1万5千発です。ピーク時は7万発でした。核兵器は25発で2億人が亡くなる威力があるとも言われています。そのことからすると、どれほど多くの核兵器があるかということがわかるかと思います。もう一つ、核兵器を持っている国をあげてください。おわかりだとは思いますが、米、ロ、英、仏、中。ここで一つ区切れます。さらに、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮があります。前の区切りの国々は、NPT 体制、NPT 条約で核兵器の保有を法的に認められている国です。ところが、残りの4つの国々は、NPT 条約に加盟せず、もしくは脱退し事実上保有している国です。現状9ヵ国が保有している状況です。つまり、NPT 条約ができた当時5ヵ国であったのが、すでに9ヵ

国になってしまっているのです。さらに、後で話しますが、テロリストに拡散するという非常に 危険な事態にもなっているのです。また、核兵器の保有が認められている国は国連の常任理事国 です。これが何を物語っているのかについて考えてみたと思います。

国際政治では一般に世界は三つの国際秩序、すなわち三層構造からなっていると言われてい ます。一つは「安全保障・外交の秩序」です。これは「力の体系」で、軍事とか安全保障の話で す。それから「経済・金融の秩序」です。これは「利益」で動いている秩序、すなわち「利益の 体系」です。三番目に「価値や原則に基づく秩序」です。これは「価値の体系」です。つまり、 世界の構造は三層構造で、上から見るとわかりにくいのですが、横からみるととても分かりやす いことがわかります。このなかの「安全保障・外交の秩序」、これが第2次世界大戦で勝った米 英仏中口の戦勝5ヵ国を中心とした枠組みになります。これらの国が実は国連の常任理事国とな り、NPT 体制では核兵器を保有することを認められました。そして、他の国々は保有してはい けないとしたのです。つまり、戦後の世界をリードすべきこれらの国が核兵器を持つことにより、 大国の証みたいになってしまったのです。だから、北朝鮮も保有したいと思っているのです。非 常に残念なことです。また、国際連合を英語で表すと the United Nations ですが、これは「連合 国」という意味であり、「国際連合」とは訳せないのです。第2次世界大戦に勝った国の名称を 戦後の国際機構の名前としたのです。国連は、国家の上にあって願っていれば世界の平和をもた らしてくれるというわけではないのです。第2次世界大戦に勝った国々が勝ち取った戦後の世界 の秩序を維持するために作られたのが国連という組織の出発点であり、本質でもあるのです。そ の意味で国連はきわめて政治性のある組織であり、なかでも安全保障理事会は政治性が高いので す。国連は、国の上にあるわけではなく、国をつなぐ組織なのです。ですから、国連は国家の集 合体であり、国家次第で良くもなるし悪くもなるのです。

これら大国の核保有を支えてきたのが、核抑止論です。核は、非常に危険な兵器なので結局 誰も使えないに違いない、したがって、核兵器をもつことが戦争を抑止し、平和と安定をもたら すという考え方です。しかし、これは欺瞞です。兵器を持つ以上、どこかで使うという前提がな ければ抑止には意味がありません。つまり、抑止論は最終的な使用を前提に成り立っているとい うことです。それでにらみ合っていたのが冷戦期です。しかし、まだ核兵器はなくなってはいな いので、そういう意味では冷戦時代の恐怖の均衡はまだ続いていると言ってもいいと思います。 また、「核の傘」というものがありますが、核保有国によって守られている国や状態を指す言葉 です。その一つが日本です。ですので、日本は唯一の戦争被爆国といいながらも、核の傘の下に もあるためにジレンマが生じているわけです。核抑止が機能するためには、核保有国に核兵器に よる反撃の意思と能力があり、また、その結果が敵対国との間で共有されている必要があります。 これまで核兵器は一度も使用されてこなかったのは抑止論が機能したからだという人もいます。 しかし、これは証明できませんし、使用されなかったから抑止が機能したとは言えません。核戦 争は起きてはいませんが、代理戦争はたくさん起きました。ベトナム戦争や朝鮮戦争、また東西 ドイツの分断もそうです。大国の下で犠牲になってきた国がたくさんあります。さらに、1962 年に起きたキューバ危機があります。当時、ソ連がキューバに核兵器を持ち込んだためにアメリカとソ連が臨戦態勢になり、核戦争が起きてもおかしくない一触即発の状況になってしまったのです。これがキューバ危機です。それから、インドとパキスタンの問題でも危機がありました。最近では、ロシアがウクライナ問題に対して核使用を考えていたとプーチン大統領が述べました。実際にいつ使われてもおかしくないのが、抑止論なのです。

(2) 核拡散の連鎖

つぎに、核兵器がどのように拡散していったのかを見ていきたいと思います。まず、1945年 7月にアメリカが初めて核実験に成功します。そして、広島・長崎に原爆が投下されました。理 由としては、ナチスに対抗する兵器を開発するということが大義名分でありましたが、実際はソ 連に対してアメリカの地位を示すということでありました。当時、すでに冷戦が始まっていまし た。1949年にはソ連が核実験を行い、核軍拡競争はエスカレートしていきます。また、ソ連と 対立関係にあったイギリスとフランスも核開発を始めます。1952年にはイギリスが、60年には フランスが核実験を行います。ちょうどこのころ第五福竜丸事件が起きます。さらに、つぎは中 国です。中ソ関係が非常に悪化します。最初は仲がよかったのですが、1956年に中国がスター リン批判をし、ソ連のアメリカとの平和共存路線を受け入れず、関係が悪化していきます。アメ リカとも中国は対立関係にあり、さらにインドと国境問題を抱えていたので、中国としては核兵 器を持たざるを得ないとなり、1964年に核実験を行います。連鎖は止まらず、インドが持つと 今度はパキスタンで、何度も印パ戦争が起きました。1974年にインドが核実験をしました。そ の後、隣国に脅威を抱えるパキスタンはインドに対抗して、1998年に核実験を行いました。また、 中東に飛び火しました。イスラエルは曖昧政策、つまり持っているとも持っていないとも言わな いという態度をとっていますが、1960年代に保有したとみられます。イスラエルは1948年に建 国されたユダヤ人国家です。アメリカ社会の重鎮にユダヤ人が多いため、アメリカはイスラエル よりです。なので、中東紛争は国連では解決できませんでした。アメリカが拒否権を発動してき たからです。イスラエルの周りはアラブ諸国で、宗教的にも政治的にも対立している国々です。 中東戦争も何度も起きています。そのためイスラエルが核兵器を持つのです。こういう形で中東 にも広がりました。そして、北朝鮮です。北朝鮮はソ連や中国と仲がよく、ソ連と友好協力・相 互援助条約を結び、軍事・経済支援を受けてきました。ところが、ソ連崩壊後、経済停滞により ソ連に北朝鮮を支援する余裕がなくなります。そして、中国はアメリカとの関係を改善したため 北朝鮮は焦ります。そんななか、2001年にアメリカで同時多発テロが起きます。それを受けブ ッシュ大統領は、北朝鮮をイラン、イラクと並んで「悪の枢軸」と名指しし、敵視政策をとりま す。これらの安全保障上の懸念が北朝鮮を核開発に向かわせました。これまでに北朝鮮は5回核 実験をしていますが、ミサイルと核実験はセットです。大体核実験するとミサイルを飛ばします。 国連も様々な制裁決議をしているのですが、なかなか効かないという状況です。

6. 拡散防止と軍縮に向けた取り組み

(1) 核をめぐる国際法の重要性

ではつぎに、核拡散に対する国際社会の取り組みを国際法の視点から冷戦期と冷戦後に分け てみていきたいと思います。ロートブラット対談では、核兵器をなくす上で二つのアプローチが 重要であると述べられています。一つは法的アプローチ、法的拘束力です。もう一つは、人道的 アプローチです。この二つが非常にカギになります。その意味で、法的アプローチとしての国際 法が非常に大事になってきます。国際法とは、国家間のルールで、国家間の関係を規律する法規 範です。いつできたのかというと主権国家の誕生と軌を一にしています。1618年からヨーロッ パで宗教戦争である 30 年戦争があり、1648 年に終結します。この戦争の終結が今の国際的枠組 みとしての主権国家体制の始まりとされています。国家が併存する分権的な社会です。このとき に開かれた講和会議がウェストファリア会議で、そこから今の体制をウェストファリアシステム といいます。今の世界を理解するためには、主権国家体制が非常に大切になってきます。なぜ簡 単には世界が平和にならないのか、その理由のひとつが世界に国家を超える権力や政府がないと いう点です。つまり、分権的という国際社会の構造的な問題によります。具体的には、国際法は 条約と慣習国際法を指します。国際社会は構造的に自然状態、闘争状態であるといえますが、国 際法がないとさらに無秩序の状態になります。だから国際法が大切になってきます。ところが、 国際法は合意した国しか縛れないため、参加しない限り痛くもかゆくもないのです。すなわち、 国際法は合意規範なのです。ですので、核兵器禁止条約ができても保有国が加盟しない限り条約 には拘束されず、核兵器はなくならないことになります。国際法をやっていますと、結局、国際 社会は力がものをいう社会でしょうといったことを言われることもありますが、そうではありま せん。確かに国家や政治が国際法をつくりますが、つくった国際法に国家は拘束されますし、通 常は国家は国際法を守ろうとします。国家と国際法は相互依存関係にあるのです。そして、国際 法の一番重要な機能は正統化機能です。国際法を守るということが国家の信頼性を高めることに なり、その結果国益が増し、国のパワーが増します。

(2) 核の保有と NPT (核不拡散条約)

さて、こういうなかで各国が核兵器を持つことに危機感を抱いたのがアメリカとソ連です。そこで核兵器を独占する目的でつくられたのが NPT(核不拡散条約)です。この条約は、条約締結当時すでに核保有国であった5ヵ国のみに保有を認め、それ以外の国には保有を認めないというもので、不平等条約ともいえます。この条約に現在192ヵ国が加盟していますが、核保有への誘惑を抑えて多くの国が参加したことは、国家の良心であるとも言えます。しかし、不平等条約だと誰も入ってくれませんので、バランスをとろうとしています。NPTには3つの柱がありますが、一つ目は、同盟国はキチンと守ってあげますという核の傘の話です。二つ目は、原爆と核開発は表裏一体のものですが、加盟国には原子力の平和利用を認めています。三つ目は、保有国には軍縮努力をしっかりしていくという法的義務が課せられています。その義務を十分に果た

してこなかった結果として、不満が高じてできたのが核兵器禁止条約です。

(3) 核実験の禁止、非核兵器地帯、二国間軍縮交渉

それから、核開発は実験しないとできませんので、核実験の禁止も非常に重要な問題です。 そこで、1963年に部分的核実験禁止条約ができます。しかし、大気圏での実験を禁止しました が、地下での実験を禁止していませんでした。ようやく、1996年に包括的核実験禁止条約ができ、 地下も含めて禁止になりました。しかし、爆発を伴う核実験を禁止しているので、シミュレーション実験や未臨界実験は事実上可能ということになります。表面上は包括的と言っていますが、 結局は大国に都合のいい形での禁止になっています。

また、核兵器の開発や実験、保有、配備、使用などを禁止する空間を広げるという取り組みとして、非核兵器地帯の設定があります。ラテン・アメリカのトラテロルコ条約や南太平洋のラロトンガ条約、東南アジアのバンコク条約、アフリカのペリンダバ条約、中央アジアのセメイ条約などです。また、南極や宇宙空間でも非軍事化が進んでおり、核兵器の禁止地帯となっています。しかし、これらの地帯はほとんど南半球であります。それはいうまでもなく、保有国が北半球の国々であるからです。

ここまで多数国間の取り組みについてお話しましたが、二国間の取り組みも重要です。なぜなら、圧倒的に米口の保有数が多いため、いかに米口の保有数を減らすかが問題となってきます。 米口二国間での取り組みとしては、冷戦期は SALT 交渉が行われました。しかし、これは保有数の上限に制限を設けるなどの軍備管理条約であって、軍縮条約ではありませんでした。その後、START(戦略兵器削減)交渉がはじまり、2011年に新 START が発効し、7年以内に戦略核弾頭を 1550まで減らすことに合意しました。しかし、ウクライナ問題などで米口関係が冷えたことが影響し、軍縮は停滞しています。

(4)核兵器使用の合法性をめぐる ICJ 勧告的意見⁷

つぎに、核兵器の使用は違法か合法かについてみていきたいと思います。これまで、国際社会においては核兵器の使用を明確に禁止した条約はありませんでした。しかし、冷戦終結を受けて核問題に対する関心が高まるなか、核兵器の違法性を問う世界法廷闘争が起き、国連総会は国際司法裁判所(ICJ)に核兵器使用の合法性をめぐって勧告的意見を求めました。結論は、核兵器の使用を普遍的、包括的に禁止した条約、慣習法はないと確認したうえで、国際法上、武力紛争法や国際人道法に照らして、核兵器の使用は一般的には違反すると明確に述べました。これは非常に重要な意義と影響力をもつ司法判断でした。しかし、例外として、国家の存亡そのものが危険にさらされるような自衛の極端な状況における核兵器の威嚇または使用については、合法とも違法とも結論をくだせないという苦渋の判断を示しました。ただ最後には、すべての国家には、

⁷ Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, Advisory Opinion of 8 July 1996, ICJ Reports 1996.

核軍縮につながる交渉を誠意をもって行い、完了させる義務があると述べました。

(5) 核をめぐる冷戦後の状況と廃絶への潮流

ソ連の崩壊によって冷戦が終わると、核技術がいわゆる「核の闇市場」を通じて流出するようになりました。他方で新興国の台頭に伴い、原子力エネルギーへの需要が高まるようになりました。このようななか、核兵器が拡散しやすい状況が生まれています。そのようななかで北朝鮮による核実験やイランによる核開発疑惑の問題が出てきました。イランについては、2015年に米英仏独露中で枠組み合意が成立し、イランに平和目的のウラン濃縮の権利を一定程度認めつつ、開発能力を大幅に制限しました。また、インドの問題ですが、インドは各国と原子力協定を締結しており、原子力技術の提供を受けている国です。このことは、インドを事実上の核保有国と認めるような形になっています。その理由としては、インドへの拡散よりもインドからの拡散を恐れたからです。さらに、より深刻な問題がテロリストへの拡散です。テロリストはいつどこで使用するかもわからないため一番危険な存在といえます。国連のもとで条約や決議もつくられて、核セキュリティーサミットなども開かれましたが、なかなか管理が難しいというのが実際です。

このようななか、核廃絶への潮流が高まってきました。2007年にアメリカのキッシンジャー元国務長官ら4人が「核兵器のない世界」ということを言い始めました。これは冷戦当時、核戦略に携わっていた人物が核兵器廃絶を求めたという点で大変意義があることでした。その理由としては、北朝鮮問題やテロリストへの拡散の問題が非常に大きいと思われます。そのようななか、2009年にオバマ大統領が誕生しいわゆるプラハ演説を行いました。そして、2010年に開かれたNPT再検討会議で初めて、核兵器使用の破滅的な人道的結末や国際人道法を含む国際法遵守の必要性への言及がなされました。また、2013年から3回にわたって「核兵器の人道的影響に関する会議」が開催され、3回目の会議でオーストリアが、NPT第6条の核軍縮義務を完全に履行するための効果的な措置を特定し追求することに賛同を呼びかける「オーストリアの誓約」を出します。そして、2016年12月には、核兵器禁止条約交渉会議を2017年に開催するよう勧告する決議案が国連総会で採択され、2017年7月に核兵器禁止条約が採択されました。この続きは、午後に詳しくお話していきます。

7. 核兵器の非人道性とヒロシマ・ナガサキの教訓

(1)原爆被害の実相

あらためましてこんにちは。午後もよろしくお願いします。午後は、「原水爆禁止宣言」と「核 兵器禁止条約」の意義を中心にお話を進めたいと思います。この原水爆禁止宣言は、60年たっ てもますます光彩を放つ宣言であると思いますし、戸田先生は核問題の本質をすべて見抜かれて いたということが本当にわかります。また、核兵器禁止条約についても分かりやすくお話してい きたいと思います。最後はどのようにしたら核のない世界をつくっていけるのかということを一 緒に考えていきたいと思います。

核問題を考える上で一番重要なことは、核兵器がいかに非人道的であるかということ、また、 それがもたらす惨状がいかに残酷であるかということであります⁸。これはあらためて私が説明す るまでもありませんが、原爆投下は決して日本で起きた歴史上の一事件として済ませてはならな いということです。とくに、海外ではその被害の実相がほとんど知られていないという現実が あります。後でお話しますが、今回の核兵器禁止条約に"ヒバクシャ"という言葉が明記されま したが、このことの意味はとても大きいと思います。これによって、原爆が投下された側がどう なるのかの視点から核問題がとらえられるようになったということです。その代表がヒバクシャ であります。つまり、いくら国家のレベルで考えても意味がないのです。きのこ雲の上のことで はなくその下で何があったのか、それがヒロシマでありナガサキであります。広島市では、1945 年末までに約14万人、長崎市では約7万人が亡くなっています。あわせて約21万人が亡くなっ ています。ただ大事なことは数ではなく、すべての人一人ひとりに大切な人がいるというリアリ ティ、すべての人が尊いということを実感しないと核兵器はなくなりません。ヒロシマ・ナガサ キから何を学ぶかが重要であると思います。そして、原爆による人体への影響についてですが、 医学的にもなりますが、一つは熱線と火災による熱傷です。また、爆風による骨折や外傷、それ から放射線による皮膚や内臓などの障害です。これらは急性の人体への影響であり、爆発から 5ヵ月ぐらいで吐き気や下痢、脱毛、出血、血便、白血球減少、原爆後障害といったものが即表 れてきます。また、中・長期的な障害としては、ケロイドや白血病、がん、遺伝的障害がありま す。つまり、生涯にわたって苦しみ続けなければならず、その結果、結婚や就職に際しての社会 的差別や家族の崩壊、職場やコミュニティの破壊などをもたらします。さらには未来世代にまで 遺伝子は続いていきますから、そういう産物であるということを確認したいと思います。

映像作家でヒバクシャでもある田邊雅章さんという方がかつて聖教新聞の平和フォーラムで講演され、こんな話をされています⁹。それは、海外で講演をしてきたが、そこで驚いたことは、ヒロシマの真実、原爆の実態が伝えられていないという衝撃的な事実だったということです。そして、田邊さんは実際にあった話として、被爆をした親子の話をされました。「8月6日の朝に父と娘が職場と自宅で電話をしていたところ原爆が落ちました。お父さんは、働き先から戻りましたが、炎がひどく近寄ることさえできない。ようやく翌日、焼け跡で見たのは受話器を握りしめた娘の白骨の手首でした。このお父さんはご自身が亡くなるまで誰にもこのことは話しませんでした。それはあまりにも辛かったからです。世界が知っているのは広島という町に原爆がおちたということだけだ。しかし、現実味がない。原子爆弾が投下された下には人間がいました。命がありました。一人ひとりの息吹がありました。一人ひとりの顔がありました。そのことを伝えなければ原爆の実相は伝わらないとの思いから記録映画をつくりました」。このようなお話をされたそうです。

 ⁸ 平成25年度外務省委託「核兵器使用の多方面における影響に関する調査研究」報告書(http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000034833.pdf)、児玉克哉・佐藤安信・中西久江『はじめて出会う平和学』(有斐閣、2004年)。
9 『聖教新聞』2015年8月6日付。

(2) ヒロシマ・ナガサキの教訓

原爆はジェノサイド・集団殺害そのものであると同時にフューチャーサイド・未来殺しであるということです。つまり、放射線で未来世代にまで被害が続いていくということです。まさに、原爆の目標地点は民家が密集した地域でした。その非人道性です。また、日本人だけではなく、多くの外国人、軍需工場などへの労働力として強制連行された朝鮮人、米軍の捕虜や東南アジアからの留学生なども無差別に殺されました。ですから、唯一の被爆国民という言い方は正しくありません。すべての人々が被害にあったということです。さらに、被ばく者は核実験や原爆事故による放射能被害などにより、世界的な広がりをみせています。先ほどお話した、第五福竜丸事件をはじめとして、フランスのムルロア環礁での実験、またネバダやカザフスタンでの実験があります。それから、原発事故があります。アメリカのスリーマイル島事故、有名なチェルノブイリ事故、また福島第一原発事故があります。こういった形にまで広げますと、原子爆弾、原子力が非常に危険だということがわかります。ここから得られる教訓は、現代社会への警告であり、未来へのメッセージであるということです。つまり、原爆投下に至った軍国主義の否定です。国が始めた戦争によって、何の罪もない人々が命を落としてしまうという矛盾が世界の歴史であると言ってもいいと思います。

実は、アメリカの原爆観に関してスミソニアン論争というものがあります。アメリカのスミ ソニアン博物館という航空宇宙博物館が、原爆投下から50周年の1995年に展示をすることにな りました。そこに原爆を投下した航空機エノラ・ゲイに加えて被ばく者が着ていた衣服などの遺 品も展示しようと館長であるヒューイット氏が企画しました。ところが、アメリカ人、とくに退 役軍人から日本人は犠牲者のように振る舞っているけれども日本が先に真珠湾攻撃を仕掛けてき たではないかとの猛反発があがりました。つまり、原爆投下によって多くの米兵の命が救われた というものです。私たち日本人はあまり知りませんが、アメリカ人の間では未だにかなりそのよ うに信じられています。統計データを見てみますと1945年では85%の人が原爆投下は正しかっ たとしています。そして、最近は大分減少してきましたが、2015年時点でも56%の人々が正し かったと信じているとの調査結果があります。それに対して、米国の識者による違った見方もあ ります。米作家のリチャード・ローズは、「一発の爆弾が都市を破壊する惨状を見て、日本の指 導者が降伏を受け入れることを米国は期待したのです」と語り、スタンフォード大学のバーンス タイン教授は、「日本は原爆投下がなくとも米国による通常の攻撃とソ連の参戦だけで日本は降 伏していた」と述べています。これが歴史の真実であると思います。日本が降伏を決定したのは ソ連の参戦であること、アメリカが主張する原爆投下によって 100 万人のアメリカ人が救われた という 100 万人という数は、スティムソン国務長官のレポートによってつくられた数字であるこ となどが後に明らかになってきました。それが年月とともに定着し、アメリカの高校の教科書に も書かれるようになっていきました。いかに歴史を正しく知ることが大切であるかがわかります。 いずれにしても、この原爆投下を正当化することは現在の核軍拡競争や核抑止論の正当化につな がります。したがって、しっかり実態と悲惨さを認識することが必要であると思います。最近の

調査によれば被ばく者の平均年齢は81歳を超えるとともに、広島・長崎への原爆投下の日付を 正しく答えられなかった人が約7割を占めるという実態がNHKの世論調査で明らかになりました。そういう中で被ばくの記憶を語り継いでいくという重要性は一段と増していると思います。

創立者は、『地球平和への探究』のなかで、ヒロシマ・ナガサキの教訓について語られていま す。対談のなかでロートブラット博士は、「「ヒロシマ」そして「ナガサキ」は、なぜ私たちが核 兵器を廃絶しなければならないかの象徴です。永遠のシンボルなのです」と述べ、創立者は、「原 爆が起きた場所で、実際に何が起きたのか、その事実をまず知ることが重要です | と述べていま す。そして、SGI が世界各地で「核の脅威展」や「戦争と平和展」を開催してきたことに触れら れ、「「目で学べる」という視覚的効果、「一度に全体が学べる」という一覧性から、展示会は市 民教育の効果的な手段の一つであると思います」と述べられています。こういった地道な運動が 非常に大切だと思います。先日、河合さんとお話した時も、核兵器禁止条約の推進のために SGI がさまざまな NGO や信仰を基盤とした団体と連携しながら活動を進めるなかで、SGI への期待 と信頼を感じたと語られていました。その理由の一つとして、SGIは、こうした草の根レベルで の意識啓発活動を世界的な規模で展開してきたことをあげられていました。また、創立者は対談 のなかで、「私は、世界のすべての首脳、特に核保有国の首脳が、広島、長崎を訪れるべきであ ると一貫して主張してきました」と述べられています。これはオバマ大統領の広島訪問によりよ うやく叶いました。さらに、これは創立者の視点であると思ったのですが、「広島、長崎から学 べるものは、過去の悲劇と教訓だけではありません。希望をも学ぶことができるのです」と言わ れています。中國新聞への寄稿「被爆60年を迎えて」10では、「「75年は草木も生えぬ」と言われ た広島が、豊かな緑に包まれた国際平和都市に大発展した。「人間の魂の力」は「原爆の力」よ りも偉大であることを、広島は厳然と立証したのだ」と述べられています。ここにも人間の視点 があると思いました。つまり、人間の手で作られた原爆は人間次第でどうにでもなるのだという ことです。ヒロシマ・ナガサキから学ぶべきことは多いと思います。

8. 原水爆禁止宣言の意義

(1) 当時の時代状況

いよいよ原水爆禁止宣言についてみていきますが、まず、当時の時代状況を振り返りたいと思います。1953年にソ連が水爆実験をします。それまでアメリカの一人勝ち状態でしたが、ソ連が核兵器を保有したことで一気に緊張感が高まりました。54年にはアメリカのダレスが大量報復戦略を打ち出しました。分かりやすくいうと、ソ連が何かしたらアメリカは圧倒的な力でやり返すという戦略であります。また、MAD(Mutual Assured Destruction)、相互確証破壊という戦略も冷戦期に打ち出されました。核戦争になったら全面的に戦うという戦略です。MADは狂ったという意味があり、まさに狂った戦略が核をめぐる国家の常識となっていたのであります。

^{10 『}中國新聞』2005年1月11日付。

そんななかで54年の3月にビキニ環礁での水爆実験により第五福竜丸事件が起き、5月には西 側の軍事同盟である NATO(北大西洋条約機構)に対抗してソ連を中心とした東側の軍事同盟 である WTO(ワルシャワ条約機構)ができます。いよいよ本格的に対立が深まっていく時代状 況になっていきます。55年にはラッセル=アインシュタイン宣言が発表され、57年7月に第1 回パグウォッシュ会議が開かれます。そのわずか2ヵ月後に原水爆禁止宣言が発表されたのです。 不思議と時期が重なるだけでなく、その内容、思想においても原水爆禁止宣言はラッセル=ア インシュタイン宣言に呼応しています。ラッセル=アインシュタイン宣言とは、哲学者のラッセ ルと物理学者のアインシュタインが名を連ねた宣言で、非常に意義深いものです。つまり、哲学 者と科学者、思想と科学の分野の専門家が核兵器の絶対悪について宣言したものです。この署名 者の 11 名全員がノーベル賞受賞者、もしくは後に受賞者になりますが、そのなかの一人がロー トブラット博士です。ラッセル=アインシュタイン宣言の一番重要な部分だけご紹介します。「私 たちは、人類として、人類にむかって訴える。あなたがたの人間性を心にとどめ、そしてその他 のことを忘れよ、と。| ラッセル = アインシュタイン宣言には抑止論とか軍縮とかの話は一切ご ざいません。人間性とだけあります。つまり人間の問題であるということです。その2年後パグ ウォッシュ会議が開催されます。世界の科学者が集まり核廃絶を訴えた会議で、ラッセル=アイ ンシュタイン宣言に賛同したアメリカの実業家のサイラス・イートン氏が会議の資金を負担して 始まりました。日本からは朝永振一郎、湯川秀樹らが参加しています。

(2) 原水爆禁止宣言の意義-「必要悪」から「絶対悪」へ-

さて、原水爆禁止宣言についてみていきたいと思います。まず、とくに大切な後半の部分を見ていきたいと思います。「(中略)核あるいは原子爆弾の実験禁止運動が、今世界に起こっているが、私はその奥に隠されているところの爪をもぎ取りたいと思う。それは、もし原水爆を、いずこの国であろうと、それが勝っても負けても、それを使用したものは、ことごとく死刑にすべきであるということを主張するものであります。なぜかならば、われわれ世界の民衆は、生存の権利をもっております。その権利を脅かすものは、これ魔物であり、サタンであり、怪物であります。それをこの人間社会、たとえ一国が原子爆弾を使って勝ったとしても、勝者でも、それを使用したものは、ことごとく死刑にされねばならんということを、私は主張するものであります。たとえ、ある国が原子爆弾を用いて世界を征服しようとも、その民族、それを使用したものは悪魔であり、魔物であるという思想を全世界に広めることこそ、全日本青年男女の使命であると信じるものであります。願わくは、今日の体育大会における意気をもって、この私の第一回の声明を全世界に広めてもらいたいことを切望して、今日の訓示にかえる次第であります。」こういういう内容となっています。

このわずか約半年後に戸田先生は亡くなられるわけですので、まさに遺訓であったわけです。 さて、私なりにですが、宣言の意義について考えてみたいと思います。まず一つ目に、「いずこ の国であろうと、それが勝っても負けても、それを使用したものは、ことごとく死刑にすべき」 と述べられています。ここで勝っても負けても関係なく、たとえ自国を守るためであっても、核 兵器は絶対悪であるとされています。国家としても核兵器が悪であるということは分かっていた としても、国家を守るためにはなかなか捨てられないのです。それは必要悪だからです。人間よ りも国家の安全保障の方が上に立ってしまっているのです。しかし、戸田先生は絶対悪であると 言い切っています。先ほどもお話しましたが、1996年に ICJ による勧告的意見が出されました。しかし、「自衛のための極限状況での核使用については、合法とも違法とも判断を下せない」と しました。戸田先生は60年前にこれを乗り越えられています。例外なしの思想を宣言されたと ころに重要性があります。そして、死刑という強い表現を使っていますが、戸田先生は平和主義者ですので死刑を支持しているわけではありませんが、死刑という言葉を使わざるをえないほど 強い思いが込められているということ、そして、核使用が犯罪であるとの意味も含んでいます。そして、創立者はこうおっしゃっています。「生命の尊厳という最極の価値を根こそぎにし、生存の権利を脅かす輩への、仏法者としての心底からの怒りの表出でありました」と。

二点目は、「われわれ世界の民衆は生存の権利をもっております」の箇所です。生存の権利というといわゆる生存権が出てくると思います。いわゆる第一世代の人権である自由権、また、第二世代の人権である社会権、そして、社会権のなかに生存権があります。しかし、戸田先生がおっしゃっている生存の権利は、もっと本源的な人間の権利であり、平和に生きる権利のことであります。つまり、国家の壁を越えて核兵器のない世界に生きる人権であるわけです。実は、今回の核兵器禁止条約の前文に核兵器は「人類の安全保障」にかかわると明確に書かれています。私は、人間の安全保障と呼んでいますが、国家の安全保障よりも人間の視点で考えるという意味です。

それから三点目に、「その権利を脅かすものは、これ魔物であり、サタンであり、怪物であります」とあります。これも強い表現ですよね。これは、核兵器を汚名化する、烙印を押す (stigmatize) という意義があります。核兵器は悪魔の産物であるということで、核兵器を使えないようにするという意義があります。これは非常に重要であると思います。

四番目に「私はその奥に隠されているところの爪をもぎ取りたい」とあります。この部分の 意義としては、核兵器を使用するのは安全保障や政治上の問題ではなく、人間の中にある魔性、 敵に勝ちたいなどの第六天の魔王とでもいいますか、それが爪であるということです。つまり、 核問題の本質は人間にあるということです。一番重要なことであると思います。

最後に「思想を全世界に広めることこそ、全日本青年男女の使命である」とあります。つまり、 その使命を若者や青年に託されたということです。戸田先生がある意味で核兵器とは何の関係も ない体育大会で宣言されたのも、そこに集った青年に託されるためであったという深い意味があ ると思います。それを一番真剣に受け止められたのが池田先生であると思います。

9. 核兵器禁止条約の意義と各国の立場

(1)核兵器禁止条約の意義¹¹

つぎに、核兵器禁止条約の意義について考えてみたいと思います。先ほどお話しましたが、核 兵器廃絶の潮流の淵源は 1996 年の ICI の勧告的意見にあります。その後、1997 年にコスタリカ が核兵器禁止のモデル条約を国連に提出しています。ここからしばらく時間が経過しますが2010 年に NPT 再検討会議が開かれ、ここで初めて核兵器の非人道的結末への懸念が示され、核兵器 は非人道的であるとはっきり述べられます。そして、核兵器禁止条約についても言及がなされま す。その後、3回の「核兵器の人道的影響に関する会議」が開催され、オーストリアが「オース トリアの誓約 | を提出します。そして、昨年、今年と核兵器禁止条約の採択につながっていきます。 ここから核兵器禁止条約のポイントについて考えてみたいと思います。まず、何を禁止する のか。もちろん核兵器なのですが、核兵器の開発、実験、生産、保有、貯蔵、使用、使用の威嚇 など、すべての禁止をしています。なかでも、核兵器による威嚇も禁止していること、つまり、 抑止力も否定していることが非常に重要であると思います。二番目になぜ禁止しなければならな いのかということです。言うまでもないことですが、核使用が壊滅的な人道上の結末につながる からだとしています。核兵器の非人道性です。三点目にその根拠が何なのかということです。こ れも非常に重要なのですが、国際人道法に違反するからであると明確に書かれています。そして、 なかんずくヒバクシャという言葉が入り、容認しがたい苦しみと損害に留意したことです。そし て、四番目に NPT とどういう関係にあるのかという問題があります。これに関して条約では、 核兵器の不拡散に関する条約は核軍縮及び不拡散体制の礎石として機能するとしています。一言 でいうと、両者は両立するとの考えに立っています。理由としては、核兵器の拡散を防ぎ核軍縮 を進めるという点において両者は目標を共有し、核兵器禁止条約は NPT 条約第6条の核軍縮交 渉義務を促進するものだからです。しかし、保有国による核軍縮の進展が緩慢であり、核兵器に 依存している状況に風穴をあけるために条約をつくってしまおうということです。そして、五番 目に保有国も放っておかないということが非常に重要であります。締約国は保有国あるいは非締 約国に配慮し、この条約の普遍性を確保し、保有国に加入してもらう努力をしなければならない とされています。さらに、締約国会合に、非締約国、国連、関連する国際機関、地域的機関、赤 十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟及び関連する非政府機関を、オブザーバーとして出 席するように招請すると書かれています。その意味で、今回の核兵器禁止条約の交渉会議に核の 傘にある国で唯一オランダが参加し、保有国の思いを伝える大切な役割を果たしたことは意義が あると思います。つぎに、六番目として、市民社会の役割です。前文に、核廃絶のために国連や 赤十字、NGO 等の努力を認識しとありますが、そのなかに宗教指導者という言葉が入っている のです。非常に感動しました。つまり池田先生やローマ法王も含まれるわけです。国際文書に宗 教指導者という言葉が入るということは滅多にないことです。これも宗教コミュニティの努力の

http://undocs.org/A/CONF.229/2017/8

成果といえます。さらに大事な点は、市民社会と志ある国々(非保有国)との連携のうえに条約ができたという点です。ある交渉会議参加国は、「ヒバクシャとそれに連帯する市民社会の力なくしてこの日を迎えることはできなかった」と語ったそうです。また、エジプト政府代表は、「伝統的に市民社会は議場の後方席に座り、手続き的には各国政府の後に発言の機会を与えられるが、その情熱と献身は彼らを尊敬の先頭に置くものだ」と述べ、南ア政府代表は、「条約に賛成しないことはヒバクシャの頬を平手でたたくようなものだ」と述べたといいます。国家の代表が述べたということが大切であると思います。こういう有志国家がNGOと連帯して国際法をつくっていくということが非常に大切であると思います。NGOは条約は結べませんが、国家を動かすことはできるのです。そして、私たちもその一員なのです。

(2) 条約をめぐる各国の立場

しかし、条約交渉会議をめぐって、各国の立場は大きく分かれました。交渉会議には、国連の加盟国のうち64%の124ヵ国が参加しました。そのうち122ヵ国が賛成し、反対1、棄権1です。不参加であったのは、核保有国と核の傘にある国です。端的に言えば、ここから人道・人間の安全保障対抑止・国家の安全保障の構図が見えてきます。非保有国は期限を切った法的枠組みとして禁止条約を先につくるべきであるという考え方であるのに対して、保有国は一歩ずつ積み上げるべきとするビルディング・ブロックアプローチ、ないしはステップ・バイ・ステップ方式で段階的に進めるべきであるという考えに立っています。急進的な禁止条約は、むしろ非現実的で安全保障の現実を無視した議論であるとさえ言います。この対立を乗り越えられるのか、そして、廃絶という目的、目標は同じであるはずなのにこの違いはなぜ生じるのでしょうか。これについは、後に述べたいと思います。

10. 国家の安全保障と人間の安全保障

(1)安全保障とは何か

それについて、安全保障とは何かについて考えてみたいと思います。皆さんは安全保障というと国家の領土保全と独立を外国の武力によって脅かされないように保障する概念として想像すると思います。安全保障は security と訳されますが、語源はラテン語の securitas に由来しています。もともと心配のない状態や、そのような状態を保障する手段という意味であり、軍事面での保障とかの意味ではなくもっと広い意味で使われていました。しかし、もともと国防 national defense という言葉があったのですが、第 1 次世界大戦の時にナチスに対して複数の国が協力して立ち向かうことを security と呼ぶようになりました。つまり、国防に代わって安全保障が使われたので、安全保障が国家の安全保障だという意味で理解されるようになってしまったのです 12 。では、国家の安全保障と人間の安全保障はどのような関係にあるのかといいますと、本来、

¹² 佐藤誠三郎「「国防」がなぜ「安全保障」になったのか-日本の安全保障の基本問題との関連で」『外交フォーラム 1999 年特別篇 21 世紀の安全保障 - 岐路に立つ日本外交』(都市出版株式会社、1999 年) 5 - 6 頁。

対立するものではなく、国家を守るということは人間を守ることにもなるので補完関係にあるといえます。しかし、核兵器は国家の安全保障も人間の安全保障も守れません。なぜなら、国家を守るために核兵器を使えば人間が消滅しますから、国家の安全保障も人間の安全保障もなくなってしまうのです。これが核兵器の本質であり、核兵器廃絶の理由です。

ロートブラット対談で創立者は、「「核が平和を保った」と主張する人がいますが、これは偏った見方と言えます。第一に「平和が保たれた」とする場合、誰の平和が保たれたのか。(中略)それらはしばしば「代理戦争」という形で破裂しました。第二に、核戦争の瀬戸際までいった「キューバ危機」では、抑止がうまく働くどころか、一般的に考えられているよりも、はるかに危険な状況だったことが、歴史的に検証されています」とおっしゃっています。さらに、「私が今、最も憂慮するのは、多くの人々の核兵器に関する基本的思考が以前からまったく変わっていないことです。特に政治指導者は核兵器が自国の安全保障にとって必要であるという考えに、いまだに固執しています」と述べられています。国家の安全保障のためには核兵器が必要だと思ってしまっているのです。さらに、経済的な要因も指摘できます。実は、核兵器を巡って様々な経済的つながりがあります。これを軍産複合体と言っています。核兵器の部品を作って経済を成り立たせている人々がいる、またそれを買う人々がいます。このつながりを断ち切らなければいけないということです。

また、核兵器とテロの問題は、本質において同じといえます。話が飛ぶようですが核兵器とテロは実はつながっています。それは、テロリストに核兵器が拡散するという意味でのつながりもありますが、創立者は「核抑止という考え方は、テロリズムの究極のあり方なのです」と言われているのです。つまり国家によるテロです。これは鋭い視点であると思います。アレクサンダー大王と海賊との会話のエピソードがあります。大王が海を荒らし回る海賊を叱ると、海賊はこう言い放ったそうです。「わたしはそれをちっぽけな船舶でしているから海賊と呼ばれているのですが、あなたは大艦隊でやっているから、皇帝と呼ばれているのです」と。なかなか鋭いですよね。形は違えどやっていることは同じということです。同じ暴力でも一人殺すと殺人ですが、何十万人も殺すと英雄となる、これが歴史です。こんなことおかしいですよね。

それでもなぜ核問題が解決に向かわないのでしょうか。一つは北朝鮮問題で、この安全保障上の脅威の存在が核を保持する理由になってしまっているわけです。クリミアをめぐる対立により、アメリカとロシアの軍縮交渉が停滞しているという事情もあります。また、アメリカやNATOがヨーロッパに配備する弾道ミサイルを脅威として警戒するロシアが、それに対抗するために核兵器を減らせないと主張しています。それから、イスラエルやサウジアラビアなどアメリカの同盟国が中東でのイランの影響力を懸念しているということもあります。さらに、中国による核戦力の近代化の問題もあります。もちろん安全保障環境の問題は否定できませんが、各国のリーダーがどのように考え行動するかが世界の趨勢を左右すると考えるともどかしい気持ちです。

(2) 人権の主流化と人間の安全保障 13

しかし、近年、安全保障観にも変化が起きています。国際政治の観点から見てみると、冷戦の終結により、米ソ対立の陰に隠れていたさまざまな脅威が顕在化し、多様化してきたということです。その結果、難民や人権、テロ、地球環境などの問題が一気に噴出しました。従来の国家の安全保障を守るだけでよいという考え方では通用しなくなってきたのです。また、冷戦の終結は、ある意味でアメリカを中心とする西側の勝利でもあったわけで、自由主義経済によるグローバリゼーションが加速しました。そして、自由競争の結果、貧富の格差の拡大をもたらしました。グローバリゼーションをアメリカナイゼーションと呼ぶ人もいますが、冷戦後、唯一の超大国でもあったそのアメリカがトランプ政権の誕生によって、アメリカファーストの言葉に象徴されるように自国中心主義、排他主義的になっています。イギリスのEUからの離脱も衝撃的な出来事でしたが、これらの動きはグローバリゼーションの反動とみることもできます。グローバリゼーションによって国境の敷居が低くなり、移民など様々な人々が移動するなかで摩擦と対立が生まれるようになっているのです。

一方、西側の標榜する人権や自由、民主主義などの価値が普遍化するようになったことも特徴といえます。このような潮流を人権の主流化と呼んだりしますが、このような変化は、人権、人道を唱導する NGO や市民社会といった非国家アクターの台頭と国境を超えたネットワーク化という動きとも密接に関係しています。そこから主権国家の相対化が語られるようになりました。また、国際経済の観点から見ますとアメリカやソ連を中心とするドナー国の援助疲れがあります。東西両陣営は自陣営の国々を囲う狙いもあり援助を行ってきた面がありましたが、冷戦終結によってそのインセンティブが低下するとともに、経済中心の開発アプローチへの批判も聞かれるようになりました。このようななかで「人間の安全保障」という概念が登場しました。UNDP(国連開発計画)という国連機関が出した1994年の「人間開発報告書」で初めてこの概念が公に使われたのですが、要するに人間の視点から安全保障をとらえなおそうというものです。2003年には「人間の安全保障委員会報告書」が出てより整理されました。この共同議長を務めたのがハーバード大学のアマルティア・セン氏と国連難民高等弁務官を務めた緒方貞子さんです。

人間の安全保障とは何か。一応、定義としては、「人間の生にとってかけがえのない中枢部分を守り、すべての人の自由と可能性を実現すること」となります。分かりやすくいうと人間のための安全保障ということです。人間の安全保障は二本柱からなります。一つは「恐怖からの自由」で、軍事的な問題、紛争や犯罪、テロなどからの自由です。これは消極的平和とも通じると思います。これに対してはまずは保護が必要となります。もう一つは「欠乏からの自由」です。飢餓や貧困、疾病や環境問題などからの自由です。これはエンパワーメントが大切だと言われています。つまり、自立できるようにすることです。これは中長期的な視点として重要です。創立者は、第20回 SGI の日記念提言で人間の安全保障について、「人道、自然がさまざまな形で危機にさ

¹³ 長 有紀枝『入門 人間の安全保障-恐怖と欠乏からの自由を求めて-』(中公新書、2012年)。

らされがちな現代にあって、制度的要因よりも人間的要因を優先するという発想であります。(中略)軍事力というハード・パワーを表にして、世界の安全保障を考える旧来の安全保障体制はもはや時代遅れのものになりつつあります」とおっしゃっています¹⁴。

(3) 対立は乗り越えられるのか 15

では、先ほどの疑問ですが、非核兵器国と核保有国のギャップは埋められるのでしょうか。 核兵器問題を考えていく上で必ずぶつかるのがこの問題でしょう。二点だけ私の考えを述べたい と思います。一つ目に、先ほど触れましたが、核兵器禁止条約と NPT は両立するかという問題 についてですが、核兵器禁止条約は NPT をなくして置き換えるものではなく、NPT に加えて核 兵器禁止条約も作るもので、両者は両立するものといえます。理由は、NPT も核兵器のない世 界を目指しているからです。しかし、保有国が核軍縮を実際に行っていない現状、また NPT に 加盟していない国の核拡散への懸念を埋めるものとして核兵器禁止条約ができました。そして、 もう一点非常に大事なことですが、核兵器禁止条約とステップ・バイ・ステップ方式は矛盾しな いという点です。結局、核兵器禁止条約の実施も段階的に行うしかないからです。違う点は、「究 極的な廃絶」に向けたステップ・バイ・ステップが、いつまでに、どこに向かうのかが示されて いるかいないかの点なのです。問われているのは、「一足飛びか、段階的か」ではなく、到達目 標と道筋を明確にするかしないかなのです。あくまでも核兵器禁止条約はゴールではなく手段で あり、いよいよスタートラインに立ったのです。これからどのように使うかが重要なことなので す。対人地雷禁止条約も同じように志を持った国だけでまず条約をつくり、その後、地雷保有国 は減っていきました。また、社会的投資責任という概念があります。これは簡単に言うと、核兵 器など、倫理や人道に反する活動を行う企業には投資しないというものです。これは企業にとっ て大きな痛手です。核兵器禁止条約はそのガイドラインとしての役割を担うことが期待されます。

創立者は、1995年1月26日にハワイ大学の東西センターで「平和と人間のための安全保障」というテーマで講演をされました¹⁶。ちょうど、UNDPで人間の安全保障が登場した翌年にあたります。また、阪神大震災の直後でもありました。ハワイという場所で行われた意義についてですが、東西の接点であり、文化の多様性の調和を象徴する地であること、そして、世界平和への旅の第一歩を記された地ですね。つまり、真珠湾のあるハワイは太平洋戦争開始の地です。創立者は講演のなかで、ハワイこそ「平和」と「人間」という人類の根本課題を探究する格好の舞台であるとおっしゃっています。講演の内容ですが、平和を実現するための三つの「発想の転換」について話されています。"大量死の20世紀"その原因はどこにあるか。それは、19世紀の進歩主義思想であり、社会や国家の外的条件を整えることにのみ狂奔し、それが幸福への直道と錯

¹⁴ 第 20 回「SGI の日」記念提言(聖教新聞 1995 年 1 月 24 日)。

川崎 哲「『核の非人道性』をめぐる新たなダイナミズム」秋山信将編『NPT - 核のグローバルガバナンス - 』 (岩波書店、2015年)。

¹⁶ ハワイ東西センター講演「平和と人間のための安全保障」池田大作『「人間主義」の限りなき地平 - 海外諸大学での講演選集Ⅱ』(第三文明社、2008年)。

覚した点にあるとされています。また、抜苦与楽、すなわち人々の苦しみを取り除くのが仏教の 出発点であると言われています。そして、「人間革命」から社会の変革を志向していくことが、「人 間のための安全保障」を可能にする王道だと言われています。

そして、三点について明確に示されています。一つは「知識から智慧へ」という命題です。戸田先生は、知識と智慧を混同しているのが現代人の最大の迷妄であると言われたそうです。知識は大切ですが使い方を間違ったら大変なことになります。知識をどう使いこなしていくかの智慧が大切なのであります。それから、「一様性から多様性へ」、「国家主権から人間主権へ」の発想の転換です。とくに「国家主権から人間主権へ」が人間の安全保障に関わってくると思います。創立者は、「20世紀の相次ぐ争乱の主役を演じてきたのは、何といっても主権国家であります。国権の発動としての戦争は、すべての国民を大いなる悲劇へと巻き込んでまいりました」とおっしゃっています。つまり、国家は人間を苦しめてきたというわけです。また、作家の佐藤優さんは、「戦争は国家の行為である。それだから戦争を起こさせず、平和を維持するためには、国家を相対化する必要がある」「と言われています。また、創立者は、「仏法者の立場からいえば、一個の人間として、巨大な権力にも毅然と対峙し、権力を賢明に相対化していける人格をどう形成すべきか」と述べられ、「大切なのは、「人類益」という幅広い視野をもった世界市民を育成し、その連帯を広げゆく草の根の教育運動ではないでしょうか」とおっしゃられています。世界市民の育成と教育の重要性をあらためて感じるものです。

11. おわりに- 「核のない世界」を目指して-

最後に、核兵器のない世界を実現するために何が大切かについて考えてみたいと思います。 ロートブラット博士はノーベル平和賞受賞講演で、三種類の聴衆に訴えました。政府関係者、科 学者、一般市民です。ここで国家、なかんずく日本の役割について触れたいと思います。核廃絶 において日本はカギを握るきわめて重要な国であることは間違いないと思っています。なぜなら、 日本は唯一の戦争被爆国であるからであります。今年の7月に公明党が主導し核軍縮賢人会議を 開いたことは、一歩前進かと思います。また、核廃絶は核の傘と矛盾するのではないかと思われ るかもしれませんが、そんなことはありません。核兵器がない形での日米の同盟関係の継続はあ りえます。もちろん、短期的には現実的な安全保障上の脅威に備える必要はあります。しかし、 外交努力によってそれらの脅威を軽減していくこと、そして中長期的には核のない世界を築いて いくことがそういった脅威を取り除くことにつながります。

つぎに科学者の責任についてですが、先ほども申し上げた通り、科学的興味だけで行動するのではなくそこに倫理性が必要であります。知識は What で智慧は How です。ブロンズ像に刻まれた「英知を磨くは何のため 君よそれを忘るるな」という言葉にはとても深い意味があると思います。まさに知識と智慧について言われていると思います。何のために学ぶのか、そのこと

¹⁷ 佐藤 優『「池田大作大学講演」を読み解く』(潮出版社、2015年)125頁。

を問い続けながら学ぶことが大切だとの指針であると私は考えています。それは「大学は大学に 行けなかった人々に尽くすためにある」との創価大学の精神にも通じます。結局、教育に帰着す るわけですが、人間主義を基調とした教育が大切になります。また、宗教の役割も非常に大切で す。しかし、ロートブラット対談のなかで、「教育によって磨かれた知性の光がなければ、「宗教」 や「信仰」は、合理性や良識を欠いた"盲信"になってしまう危険性があります。ですから、「教育」 と「宗教」は、人間がより深い精神性を育み、人格を陶冶し、人間性を高めていくために不可欠 な「両輪 | のような関係にあると私は思っています | とおっしゃっています。そして、その教育 に人間主義がなければ大変なことになるのであります。また、アインシュタインの言葉に「宗教 なき科学は不具であり、科学なき宗教は盲目である | という言葉があります。まさに、科学と教 育と宗教、この三つがバランスよく「人間」という視座を基調としながら連動していくことが大 切だと思います。そこで、人間というものが善なのか悪なのかという問題が提起されます。創立 者はこの点について、ローマクラブのホフライトネル氏との対談18で、「仏法は、単純な性善説 でも性悪説でもありません。生命とは善と悪をともに具えている存在です。人間は非道の極悪に もなる一方、極善を体現することも可能です。だからこそ、内なる悪を打ち破り、善を開発し顕 現していく不断の精神闘争が不可欠なのです」と述べられています。つまり、性善説でも性悪説 でもなく人間は両方をもっているというのが仏法の生命観であり、創立者の人間観であると思い ます。自分の中にある悪、魔性との闘いであり、善性をどう世界に広げていくか、これが創価の 平和運動の根幹であると思います。結論になりますが、核問題は究極的には「人間」の問題であ ります。人間革命による善性の開発とその連帯をいかに広げるかが重要なカギとなっていきます。 そして、市民や市民社会の役割が一層重要になってきます。先に述べたように、冷戦後は NGOと市民社会の役割が非常に増してきております。創立者は、「核兵器や環境、貧困問題をは じめ、地球社会の破滅と直結する諸問題に、国家指導者たちが十分に対処できない現状において は、世論を動かし、国境を超えて、非暴力と共生の新しい流れを創造する「世界市民の連帯」こ そがとりわけ重要である」とおっしゃっています。上からの秩序構築とともに、下からの秩序形 成が重要になってきます。私たちこそが主役です。地道ではあっても私たちが動けば国家や社会 が動き、世界は変わっていくはずです。では、世界市民ないしは地球市民とは何かについて最後 に考えてみたいと思います。地球市民はよく創価大学でも使われている言葉ですが、創価大学の 目指すグローバル人材のことでもあります。単に英語が話せるとか海外に行ったとかそういう 薄っぺらな話ではないはずです。創立者は地球市民について、コロンビア大学での講演におい て19、①生命の相関性を認識する「智慧の人」、②差異を尊重し、成長の糧とする「勇気の人」、③人々 と同苦し、連帯できる「慈悲の人」と明確に定義されています。また、ホフライトネル対談では、「『偏 狭な国家主義・民族主義・差別主義』と闘う闘士の異名であり、『人類の連帯』を非暴力と対話

¹⁸ 池田大作/ R·D· ホフライトネル『見つめあう西と東』(第三文明社、2005年)。

¹⁹ コロンビア大学ティーチャーズ・カレッジ講演「「地球市民」教育への一考察」創価大学学生自治会『創立者の語らい 記念講演篇Ⅲ』(2004年1月26日)。

によって築く人である」と定義されています。牧口先生は100年も前にそのことについて、郷土民、国民、世界民の3つのアイデンティティを通して述べられています。一番小さい単位は家族になりますが、そのつぎに郷土、今でいえば職場や学校でも今住んでいる地域でもいいです。足場が大切です。そこを抜きにしてグローバルというものはないのです。「足下を掘れ、そこに泉あり」という言葉がありますが、今いるところでどう頑張っていくか、それを離れて地球市民はありません。決して遠くにあるものではなく、目の前の一人ひとりを大切にすることこそが創価の平和運動であると思います。そして、国民というアイデンティティがあります。これも大切です。しかし、国家への忠誠心が偏狭なナショナリズムに転じた時、分断と紛争を生み出します。郷土民、国民を超えて世界民のアイデンティティをもち、人類への忠誠心にまで広げていくことが大切であると牧口先生は述べられています。ここの壁をどう超えるか、これが核問題のみならず、戦争のない世界をつくっていくために一番重要なことだと思います。

本日は核兵器の話を中心にさせていただきましたが、核兵器のみならず長期的な目標は戦争 のない世界、暴力のない世界をどう築いていくかというのが本日のテーマでもあります。古代ロ ーマの格言に「平和のためには戦争の準備をせよ」という言葉があります。とても違和感のある 言葉ですが、それが常識となってきたのが人類の歴史です。軍備を備え、戦争の準備をするとこ とが国を守り平和をもたらすという考え方です。これが「戦争の文化」です。これを「平和の文 化」に変えていくことが創立者の平和への戦いであり、創価の目指す世界です。2003年3月19 日、創価大学の卒業式の日に創立者は池田記念講堂でチョウドリ元国連事務次長と会見されまし た。創立者とチョウドリ氏との語らいは後に対談集『地球社会の創造へ』として発刊されていま すが²⁰、実は私もこの場に同席させていただいておりました。その場で、チョウドリ氏が「池田 博士が主張してこられたように、平和を欲するならば、平和の準備をせねばなりません。何より 大切なのは、「平和の文化」を築くことです」と述べられました。それに対して創立者は間髪入 れず、「それこそ根本の平和の哲学です」と返されました。3月19日という日は、実はイラク戦 争の前日でありました。しかし、戦争のことには一切触れられず、お二人ははるかその先を見据 え世界のあるべき姿について語り合われました。非常に感動いたしました。そして、創大生に大 きな期待を寄せてくださいました。創立者は、2009年9月の提言、「核兵器廃絶へ民衆の大連帯 を」"のなかで、「核時代に終止符を打つために戦うべき相手は、核兵器でも保有国でも核開発国 でもありません。真に対決し克服すべきは、自己の欲望のために相手の殲滅も辞さないという「核 兵器を容認する思想」です」と言われています。つまり、人間とその思想を変えていくことが核 兵器と戦争をなくすことになるということであります。私も創価大学という自らおかれた場で、 地球市民を輩出することで世界平和の一端を担わせていただけることに感謝の思いを忘れること なく、これからも頑張ってまいります。お互いに力を合わせて核兵器のない平和な世界を築いて

²⁰ アンワルル・K・チョウドリ/池田大作『新しき地球社会の創造へ』(潮出版社、2011年)。

²¹ 池田大作「戸田第2代会長生誕110周年記念提言『核廃絶へ民衆の大連帯を』(聖教新聞2009年9月8日、 9日)。

核廃絶と人間の安全保障

いくことを誓い合い、本日の講義を終えさせていただきます。大変にありがとうございました。